

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	8	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税（利子割） 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 〔その他（軽油引取税）〕		
要望項目名	軽油引取税の課税免除の特例措置の恒久化（林業関係）		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 軽油引取税は、製造業者又は輸入業者及び元売り業者から軽油の引取りを行う者に対し課税されるが、林業や木材加工業を営む者が林業・木材産業用機械に使用する軽油については、所定の手続を経た上で免税（軽油引取税：32,100円／キロリットル）。 ・特例措置の内容 本特例措置の恒久化。 		
〔関係条文〕	地法附則12の2の7①四及び五、地令附則10の2の2、		
減収見込額	【初年度】—（—） 【平年度】—（▲3,000）（単位：百万円）		
要望理由	<p>（1）政策目的 木材の伐採から搬出、加工に至る過程で使用される機械に係る燃料コストの抑制による、林業・木材産業の経営の安定及び木材供給の拡大を図り、森林の有する多面的機能の発揮と低炭素社会の実現に資することを目的とする。</p> <p>（2）施策の必要性 我が国においては、戦後植林した人工林資源が利用可能な段階に入りつつあり、間伐による森林の育成や、主伐等による木材の供給及び主伐後の再造林を推進することで、森林を循環的・持続的に維持・利用し、国土保全や二酸化炭素吸収源などの森林の公益的機能を発揮することが期待されている。 また、森林から供給された木材の利用は、炭素の貯蔵、化石資源の代替、住宅・建築資材のコンクリートなどから製造時の二酸化炭素排出量の少ない資材への転換につながることから、低炭素社会の構築を推進する。 しかしながら、現在の国内の林業は、機械化の遅れなどから生産性が低く収益が少ないとから、森林所有者の林業への関心は低下し、森林の手入れや木材利用が進まずに森林の公益的機能の発揮等に支障を来すことも危惧される状況にあり、我が国の森林・林業を早急に再生し、木材の安定供給と利用に必要な体制の構築が重要である。 これらから、我が国の林業・木材産業の安定的な経営基盤づくりを進める必要があること、また、林業・木材産業は、木材を伐採・加工し利用に至るまでの軽油利用による二酸化炭素排出量よりも木材利用による二酸化炭素排出量の削減効果が大きいことから、林業・木材産業に使用する機械の動力源である軽油に係る軽油引取税の特例措置の恒久化を要望する。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の發揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 森林の有する多面的機能の發揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>《政策分野》 林業の持続的かつ健全な発展 林産物の供給及び利用の確保</p>	
	政策の達成目標	木材需要量 7, 800万m ³ 、木材自給率 50% (平成32年)
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	木材需要量 7, 800万m ³ 、木材自給率 50% (平成32年)
政策目標の達成状況		木材需要量は、平成22年には7, 025万m ³ 、木材自給率は26%であり、目標達成に向け、本措置を含めさらなる取り組みが必要。
有効性	要望の措置の適用見込み	平成24年 3, 700件 (30億円) 平成25年 3, 700件 (33億円)
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	軽油は林業・木材産業に必要不可欠な生産資材であり、その使用量は軽油の価格変動に左右されず、経営状況が価格変動の影響を受けやすい。また、措置が廃止された場合の生産コスト増分を木材価格に転嫁できないため、生産コストが増大し、林業者等の経営安定が図れず、木材の安定供給を確保することが難しくなる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
要望の措置の妥当性		広く適用可能な施策であり、即効性もある。実際に、これまでの実績によると林業・木材産業対象者の約3割が本税制を利用している。また、林業・木材産業は、木材を伐採・加工し利用に至るまでの軽油利用による二酸化炭素排出量よりも、木材利用による二酸化炭素排出量の削減効果が大きいことから、使用する軽油を免税とすることにより、林業・木材産業の発展を図る措置は妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	平成18年度 3,656件(22億円) 平成19年度 4,041件(22億円) 平成20年度 3,736件(24億円)
税負担軽減措置等の適用による効果 (手段としての有効性)	業界を広く対象とし、適用された場合の効果が大きいことから、目標を達成するための取組として有効である。
前回要望時の達成目標	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯	昭和31年 創設 昭和53年 対象に林業、木材市場業、木材加工業を追加 平成元年 対象に素材生産業を追加 平成6年 対象にパークたい肥製造業を追加
ページ	8—3